

1 施設整備方針

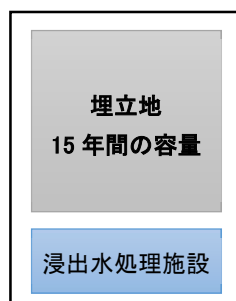
(1) 整備方針

次期最終処分場は、「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について（環境省 平成12年12月28日）」に基づき、安全・安心な運用と長期的な運用が可能であり、また、経済的で利便性の高い施設であることが求められます。

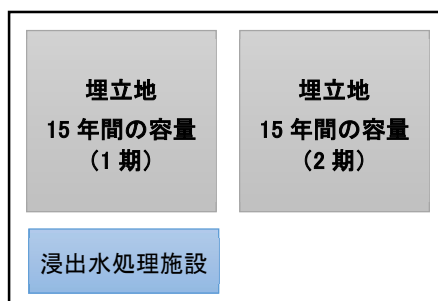
安全・安心な運用 + 長期的な運用 + 経済的で利便性の高い施設

次期最終処分場は、同指針に基づいて、環境省交付金制度に適合するように、15年間程度の容量が確保できるように計画することを基本とします。

なお、候補地が広く、その敷地内に複数の埋立地が整備可能な場合、埋立期間30～45年として計画することを検討します。



15年間程度の容量が確保できるように計画することを基本とする



候補地が広く、複数の埋立地が整備可能な場合、埋立期間30～45年として計画

(2) 埋立対象物

埋立対象物は、現在埋め立てている通常ごみ（焼却灰（主灰）、固化灰（飛灰）、埋立ごみ、カレットサンド、破碎残渣、汚泥炭化後の残渣）と同様とします。

また、近年、豪雨災害等が多発していることを踏まえ、災害廃棄物（通常ごみと同様のごみ種類で、災害時の片づけ等により突発的に発生するもの）も対象とします。

上記に加えて、廃棄物を埋め立てた後、ごみの飛散、蚊やハエ、悪臭等の発生を防止するための覆土（土を被せる作業）を含みます。

表1 埋立対象物

項目	
焼却灰	焼却灰(主灰)
	固化灰(飛灰)
不燃物	埋立ごみ
	カレットサンド
残渣物	破碎残渣
	汚泥炭化後の残渣
災害廃棄物	
覆土	

※埋立対象物の写真は別紙参照。

(3) 埋立期間

埋立期間は、埋立地 1 期あたり 15 年間程度とします。なお、今後のごみ減量化の取り組み等によって埋立開始時からごみが減り、埋立容量にも余裕がでてくる際には、地元住民と協議の上、埋立期間を延長する場合があります。

(4) 計画埋立量

計画埋立量は、次のとおり、埋立地 1 期あたり 48,000 m³程度（≒通常ごみ 40,000 m³+災害ごみ 8,000 m³）とします。

通常ごみは、令和 4 年度における最終処分量（重量）を容量換算した値とし、災害ごみは「三次市災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月）」の被害想定を参考に設定します。

表 2 計画埋立量

項目		計画埋立量	備考
通常 ごみ	焼却灰	焼却灰(主灰)	900 m ³ /年
		固化灰(飛灰)	310 m ³ /年
	不燃物	埋立ごみ	240 m ³ /年
		カレットサンド	30 m ³ /年
	残渣物	破碎残渣	680 m ³ /年
		汚泥炭化後の残渣	30 m ³ /年
	覆土	450 m ³ /年	
	合計	2,640 m ³ /年	
合計 (15 年分)	39,600 m ³	≒40,000 m ³	
災害 ごみ	災害廃棄物	7,310 m ³	
	覆土	590 m ³	
	合計	7,900 m ³	≒8,000 m ³
計画埋立量		47,500 m ³	≒48,000 m ³

(5) 最終処分場の型式

最終処分場の型式としては、オープン型とクローズド型の 2 種類があります。オープン型は谷地形と平坦地に整備可能ですが、クローズド型は平坦地のみに整備可能です。

候補地選定における施設整備方針としては、候補地を幅広く抽出するため、型式の限定は行わないものとします。

2 候補地選定指針

(1) 候補地に求める事項

上記を踏まえて、候補地に求める事項は表3に示すものとします。

表3 候補地に求める事項

次期最終処分場に求める事項	候補地に求める事項	
安全・安心な運用	低リスク	土地利用等の規制が少ない
		環境リスクが少ない
		災害リスクが少ない
長期的な運用	広い敷地	複数の埋立地が整備可能な広い敷地であれば、有利な候補地とする
経済的で利便性の高い施設	経済性	道路・電気・上水道等が整備されている
		造成費が安価
	利便性	三次環境クリーンセンターに近く、埋立対象物の運搬が容易
跡地が利用しやすい ※		

※ 跡地利用について

跡地利用は、埋立が終了した後に整備するもので、公園やグラウンドといった住民の憩いの場を整備する例や、太陽光発電等の事業用地を整備する例があります。

跡地の利用しやすさは、土地の形状により評価します。

(2) 抽出条件等

候補地の抽出条件は、候補地に求める事項に基づき、法規制や敷地条件、周辺環境、立地条件等に分けて設定します。

ア 法規制等

法規制としては、候補地に求める事項のうち「低リスク」に係る観点から、土地利用規制に関する法令、自然環境保全に関する法令、防災面に関する法令による規制区域を確認します。確認する法令は別添のとおりです。

法規制は、第1次抽出（不適地除外）の段階で確認します。なお、以下の区域は、不適地として候補地から除外します。

- ・文化財保護法の規定による史跡、名勝及び天然記念物の指定区域
- ・埋蔵文化財包蔵地
- ・自然公園地域及び自然環境保全地域
- ・洪水ハザードマップによる浸水想定区域
- ・飲料水源への影響のおそれのある区域

イ 敷地条件

敷地条件としては、候補地に求める事項のうち「広い敷地」を念頭に、以下のとおり設定します。
なお、敷地条件は、第2次抽出（10箇所程度を抽出）の段階で確認します。

表 4 敷地条件

項目	敷地条件
地形	平坦地、谷地形
勾配（谷筋）	15%以下
必要最低面積	3ha 以上（埋立地 1 期あたりの敷地）

※地形条件によっては開発面積が 3ha より広がる場合があります。

ウ 周辺環境

周辺環境としては、以下の事項について確認します。

近隣の民家や施設との距離、耕作地等の土地利用状況 等

エ 立地条件

立地条件としては、以下の事項について確認します。

電気・上水道・下水道の整備状況、搬入道路の整備状況、三次環境クリーンセンターとの距離、地質、活断層、地震発生時の揺れ・液状化 等

オ 候補地の選定

委員会は、以上の条件に合致する場所を候補地として抽出します。また、同時に、事業への住民の参加を促すため、住民に対して候補地を公募します。

委員会にて抽出した候補地は、地元住民の合意形成が進んでいる公募による応募地と合わせて、比較評価を行います。

別添：候補地選定で確認する法規制 1/2

大区分	小区分	地区・区域の区分	根拠法	概要
土地利用計画	都市区域	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	文化財保護法の規定により指定された史跡名勝及び天然記念物等の所在地。
		埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	地中に埋蔵された状態で発見される文化財（＝埋蔵文化財）を包蔵する土地、またはその範囲。
		用途地域	都市計画法	都市計画法に基づく地域地区として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。
	農業地域	農業振興地域 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域であり、原則として農業以外の用途での使用ができない区域。
		農業振興地域 農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図る土地として、都道府県知事により指定された地域。
		農地・採草放牧地	農地法	耕作、養畜のための採草、家畜の放牧の目的に供される土地。
	森林地域	国有林	森林法	林野庁をはじめとする国の機関が所有する区域。
		保安林	森林法	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等、特定の公益目的のため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定された区域。
	自然環境保全	自然公園地域	県立公園	自然公園法
都市公園			都市公園法	地方公共団体が都市計画施設（都市計画法に基づき定められた施設）として設置する公園または緑地。
自然公園地域			自然公園法	優れた自然の風景地の保護を目的として指定された地域。
自然環境保全地区		自然環境保全地域	自然環境保全法	優れた自然環境を維持している地域の保護を目的とし、環境大臣により指定された地域。
		特別地区	自然環境保全法	自然保全地域のうち、工作物の新改増築、土地の変質変更等に環境大臣の許可を必要とする地区。
		野生動植物保護地区	自然環境保全法	自然環境保全地域の特別地区内で特に特定の動植物の保護を図る必要がある地域。
		県自然環境保全地域	自然環境保全法 広島県自然環境保全条例	自然社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。
		鳥獣特別保護区	鳥類保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域。
		県緑地環境保全地区	都市緑地保全法 広島県自然環境保全条例	自然社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが住民の良好な生活環境の維持に資する地域。

別添：候補地選定で確認する法規制 2/2

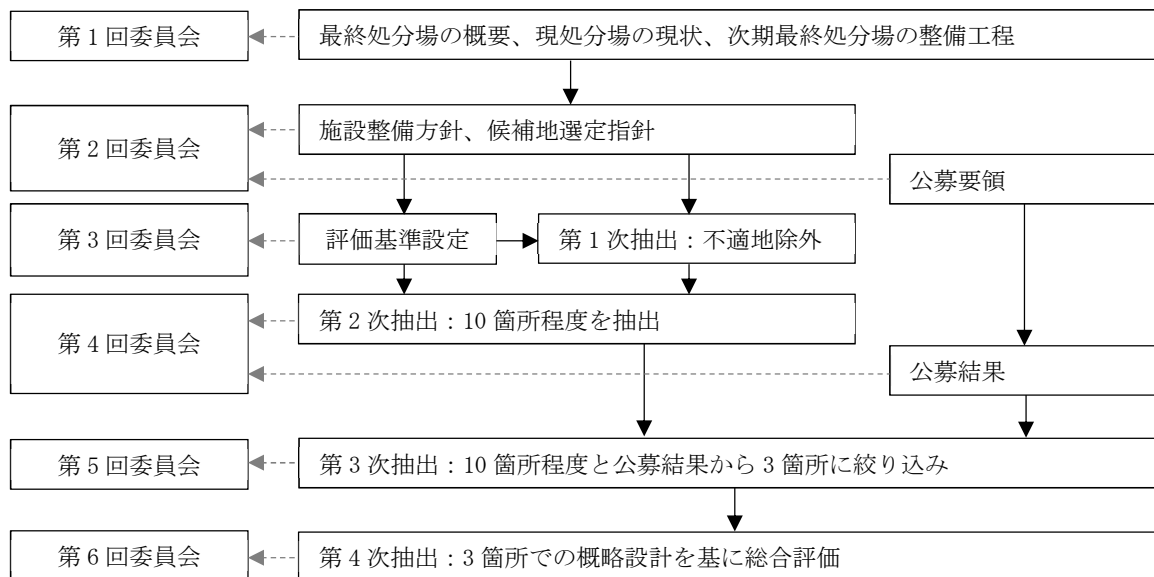
大区分	小区分	地区・区域の区分	根拠法	概要
防災面		水源地域、水源地	水源地域対策特別措置法	水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域。
		河川区域	河川法	洪水など災害の発生を防止するための区域で、基本的には洪水等の災害を防止するための堤防と堤防に挟まれた間の区間。
		地すべり防止地区	地すべり等防止法	地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地。
		砂防指定地区	砂防法	風水害、震災等による土石流の発生を防止するため、砂防えん堤や護岸といった砂防設備を設ける必要がある土地。
		急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	がけ崩れによる災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地。
		土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	土砂災害（急傾斜地の崩落、土石流、地すべり）が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
		土砂災害危険箇所	—	土砂災害による被害のおそれのある箇所として机上抽出したもの。なお、各都道府県が調査した結果であり、法的な制限がない。
		洪水想定区域	水防法	河川整備状況を勘案し、河川の洪水制御に関する計画の基本となる降雨により、各河川が氾濫した場合に想定される浸水区域。
		宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの大きい土地の区域。
		特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	盛土等・土石の堆積によって居住者等の生命身体に危害を生ずるおそれが特に大きいとして都道府県知事により指定された区域。

※参考 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 公益社団法人 全国都市清掃会議

最終処分場の適地選定について-環境保全上からみて- 一般社団法人 日本環境衛生センター

(3) 選定方法 (第1回選定委員会資料 一部修正して再掲)

候補地は、委員会にて審議を重ねることで、選定します。候補地選定の流れは以下のとおりです。



表書き

令和5年12月11日
三次市 市民部 環境政策課

三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地の公募について

現在、三次市では、燃やせるごみ等を焼却した後に残る灰等を下荒瀬最終処分場で埋め立てています。下荒瀬最終処分場は、私達の生活に必要な施設ですが、埋立を開始してから30年が経過しており、令和13年度中には満杯となってしまいう見込みです。そのため、次期最終処分場の整備事業が円滑に進められるように、候補地の公募を行うこととしました。

応募地を次期最終処分場の候補地として決定した際には、地域の皆様と協議を重ねたうえで、地域振興事業を実施させていただく予定です。

応募の検討について、よろしくお願い致します。

応募者：(1) 応募地の全部または一部の土地所有者（個人、法人は問わない。）

(2) 応募地に位置する自治会（常会）の長

応募期間：令和5年12月11日～令和6年4月1日

応募方法：公募要領を参照

なお、応募にあたっての不明点や最終処分場について確認したいこと等があれば、ご遠慮なく、次の問合せ先にご連絡ください。また、ご要望がありましたら、地域での説明会等にも伺います。

(問合せ先)

三次市 市民部 環境政策課 業務管理係

〒729-6213 広島県三次市廻神町1820番地12 三次環境クリーンセンター

TEL：0824-66-3449 FAX：0824-66-3168

メールアドレス：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

候補地の公募要領

1 目的

現在、三次市では、下荒瀬最終処分場で廃棄物を埋め立てています。下荒瀬最終処分場は、供用開始から30年が経過しており、令和13年度中には満杯となってしまいう見込みです。

次期最終処分場の整備にあたっては、円滑に事業が進められるよう候補地の公募を行うこととします。

2 次期最終処分場の概要

施設概要 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物最終処分場

埋立容量 : 目安として48,000 m³程度

必要面積 : 3ha 以上

構造形式 : オープン型もしくはクローズド型（候補地の形状や地質等を考慮して決定する）

埋立期間 : 埋立開始から15年間程度を予定（複数の埋立地が整備可能な広い敷地の場合、協議の上、期間を延長することを検討する）

埋立対象物 : 焼却灰(主灰)、固化灰(飛灰)、埋立ごみ、カレットサンド、破碎残渣、汚泥炭化後の残渣、覆土 ※埋立対象物の写真は別紙参照。

3 応募条件

応募条件は、次の事項とします。

(1) 必須とする事項

応募いただくために、次の事項はすべて満たしてください。

ア 三次市内に位置する土地であること

イ 敷地内に急傾斜地、河川が無いこと

ウ 面積が概ね3ha以上であること

エ 三次市暴力団排除条例に規定する暴力団等が所有する土地でないこと

オ 公募期間の初日以降に暴力団等から所有権が移転された土地でないこと

カ 次に掲げる区域に該当しないこと

- ・文化財保護法の規定による史跡、名勝及び天然記念物の指定区域
- ・埋蔵文化財包蔵地
- ・自然公園地域及び自然環境保全地域
- ・洪水ハザードマップによる浸水想定区域
- ・飲料水源への影響のおそれのある区域

※該当する区域が、応募地に少しでも含まれていたら応募できない、というわけではありません。応募地と該当する区域の位置関係によって、応募可否の判断に疑問等が生じるとしたら、「提出・問合せ先」にご相談ください。

(2) 望ましい事項

必須ではありませんが、次の事項を満たしていることが望ましいです。

- ア 土地の形状、地質が整備に適していること（急傾斜な地形でないこと、地盤が緩くないこと）
- イ 水道、電気の引込みや、搬入路の整備が難しいこと
- ウ 応募地内の自治会（常会）の長に対し、応募の意向を伝えていること
- エ 応募地の土地所有者の同意見込みがあること

4 選定方法

応募地は、「三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会」において設定した候補地選定指針に基づいて評価・順位付けを行い、高位となった箇所を候補地として決定します。

5 選定結果の公表

選定された候補地は、三次市ホームページに公表します。公表時期は、令和7年3月の予定です。また、応募者に対しては、応募地の評価結果を文書により別途通知します。

6 応募方法等

- 応募者：(1) 応募地の全部または一部の土地所有者（個人、法人は問わない。）
(2) 応募地に位置する自治会（常会）の長
(複数の自治会（常会）にまたがる場合は、その長の連名とする。)

応募期間：令和5年12月11日～令和6年4月1日

応募方法：応募期間内に次の書類を持参又は郵送で提出

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8:30～17:15に受付する。郵送の場合は応募期限日必着とする。)

- ・三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地応募申請書 様式1
- ・応募地内の自治会（常会）への応募意向伝達状況表 様式2
※3 応募条件(2)望ましい事項ウに該当するため、自治会（常会）の長への応募意向の伝達についての記入は、任意とします。
- ・応募地の土地所有者の状況表 様式3
※3 応募条件(2)望ましい事項エに該当するため、土地所有者の同意状況についての記入は任意とします。
- ・誓約書 様式4
- ・応募地位置図（縮尺1/5000程度で位置が確認できる地図、様式任意）
※応募地までの道路整備が必要な場合は、その想定ルートも図示すること
- ・登記事項証明書及び公図（地籍測量図等）の写し

7 提出・問合せ先

応募書類の提出先は、次のとおりです。また、応募にあたっての不明点や最終処分場について確認したいこと等があれば、次の問合せ先にご連絡ください。

三次市 市民部 環境政策課 業務管理係

〒729-6213 広島県三次市廻神町1820番地12

三次環境クリーンセンター

TEL：0824-66-3449 FAX：0824-66-3168

メールアドレス：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

8 留意事項

- (1) 応募を取下げるときは、「提出・問合せ先」に速やかに連絡の上、応募取下げ書（様式5）を提出してください。ただし、選定結果の公表後に応募を取下げるとは、事業の進行に大きな影響を及ぼすためできません。
- (2) 三次市は、選定した候補地の応募者等と、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けて協議を行います。応募者等との協議において本事業の同意を得ることができず、事業進捗の見込みがないと判断した時は、協議を取りやめ、候補地の選定を取り消すこととします。この場合、次点の候補地を繰り上げます。
- (3) 提出書類に虚偽があることが判明した場合は、当該応募を無効とします。順位付け後に虚偽が判明した場合は、当該応募以降の順位を繰り上げます。
- (4) 提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。
- (5) 提出書類は、原則返却しません。
- (6) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

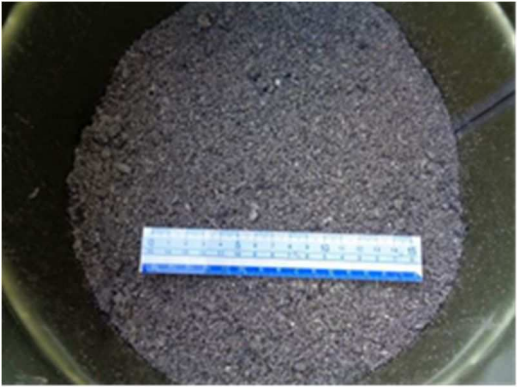


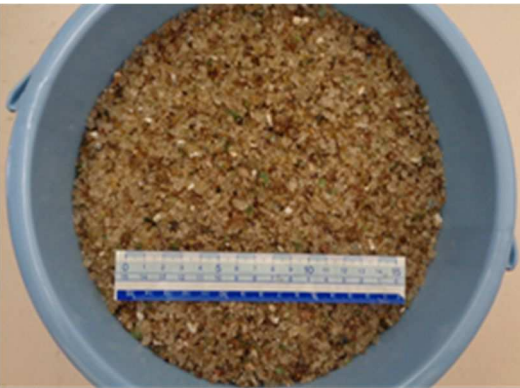

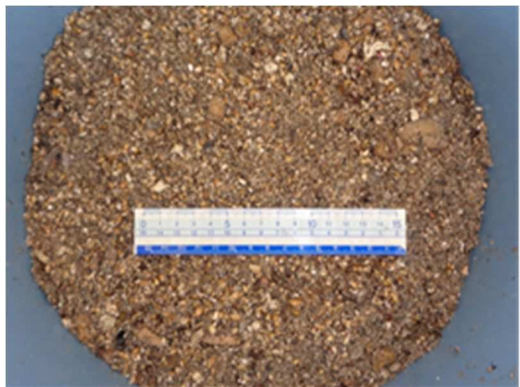
以上

別紙：埋立対象物の写真（第1回選定委員会資料より〔一部加筆〕）

2) 埋立対象物

三次市では、以下の廃棄物を埋め立てています。なお、年間埋立量は、約 1,900 m³です（過去 3 年平均）。

表 3 埋立対象物

<p>焼却灰</p>	 <p>焼却灰（主灰）</p>	 <p>固化灰（飛灰）</p>
<p>不燃物</p>	 <p>埋立ごみ</p>	 <p>カレットサンド</p>
<p>残渣物</p>	 <p>破碎残渣</p>	 <p>汚泥炭化後の残渣</p>

- ※焼却灰（主灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰（燃えがら）。
 固化灰（飛灰） 燃やせるごみを焼却することで発生する灰のうち、飛散しやすい細かい灰（飛灰）を薬剤処理し、成形・固化したもの。
 カレットサンド ガラス類やびん類を細かく破碎して粒状になったもの。
 破碎残渣 リサイクルに適さない燃やせないごみ等を埋め立てやすいように破碎したもの。
 汚泥炭化後の残渣 し尿処理施設にて汚泥を炭化（肥料化）する際に生じた残渣。
 ※その他には、廃棄物を埋め立てた後、ごみの飛散、蚊やハエ、悪臭等の発生を防止するため、覆土（土を被せる作業）を含む。

令和 年 月 日

(宛先) 三次市長

(応募申請者)

住 所

氏 名

電話番号

三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地応募申請書

三次市次期一般廃棄物最終処分場の候補地について、次のとおり応募いたします。

1 応募地の概要

- (1) 所在地 _____ (ほか 筆)
- (2) 面 積 _____ 平方メートル
- (3) 所有者 _____ (ほか 者)

2 添付書類

- (1) 応募地内の自治会（常会）への応募意向伝達状況表（様式 2）
- (2) 応募地の土地所有者の状況表（様式 3）
- (3) 誓約書（様式 4）
- (4) 応募地位置図（縮尺 1/5000 程度で位置が確認できる地図、様式任意）
※候補地までの道路整備が必要な場合は、その想定ルートも図示すること
- (5) 登記事項証明書及び公図（地籍測量図等）の写し

応募地内の自治会（常会）への応募意向伝達状況表

(必須)

自治会（常会）名	
代表者役職・氏名	

伝達者 (任意)	住所	
	氏名	

伝達方法・範囲 (任意)	<input type="checkbox"/> 総会	<input type="checkbox"/> 会長	<input type="checkbox"/> 役員（全員・一部）	<input type="checkbox"/> 左記以外の住民（概ね 人／軒／割）
	<input type="checkbox"/> 役員会	<input type="checkbox"/> 会長	<input type="checkbox"/> 役員（全員・一部）	
	<input type="checkbox"/> 戸別訪問	<input type="checkbox"/> 会長	<input type="checkbox"/> 役員（全員・一部）	<input type="checkbox"/> 左記以外の住民（概ね 人／軒／割）
	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 会長	<input type="checkbox"/> 役員（全員・一部）	<input type="checkbox"/> 左記以外の住民（概ね 人／軒／割）
	<input type="checkbox"/> その他の方法 ()	<input type="checkbox"/> 会長	<input type="checkbox"/> 役員（全員・一部）	<input type="checkbox"/> 左記以外の住民（概ね 人／軒／割）
	<input type="checkbox"/> 自治会(常会)に未加入 の世帯への連絡	<input type="checkbox"/> 住民（概ね 人／軒／割）		

※該当する箇所にチェックを入れてください。(複数可)

その他特記事項 (あれば)	
------------------	--

※複数の自治会（常会）に伝達した場合は、コピーしてお使いください。

応募地の土地所有者の状況表

No.	土地の表示 (必須)		所有者 (必須)	同意状況 (任意)
	地 番	地 籍		
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)
		m ²	住所 氏名	<input type="checkbox"/> 同意を得ている。 <input type="checkbox"/> 条件次第で同意の見込み (条件等 :)

※欄が不足する場合は、行の追加またはコピーしてお使いください。 ※該当する箇所にチェックを入れてください。

※所有者が不明または連絡がつかない等、確認が困難な土地は「不明」と記入してください。

※所有者の同意状況についての記入は任意です。

誓約書

三次市一般廃棄物最終処分場候補地の応募に当たり、次のとおり誓約いたします。

- 1 応募申請書に記載した応募地の所在地、面積、所有者、同意状況、その他全ての記載事項の内容に間違いありません。
- 2 応募地は、三次市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係の団体の所有する土地ではありません。
- 3 応募地は、公募期間の初日以降に暴力団等から所有権が移転された土地ではありません。
- 4 応募申請書に記載した情報を、公的機関（広島県や三次市、警察等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 応募地の所在地、面積等の情報を三次市ホームページ等で公表することに同意します。

署名年月日 令和 年 月 日

(宛先) 三次市長

(応募申請者)

住所

氏名

※必ず自署してください。

令和 年 月 日

(宛先) 三次市長

(提出者)

住所

氏名

※応募申請書と同一者を記入

三次市一般廃棄物最終処分場候補地応募取下げ書

令和 年 月 日付けで三次市一般廃棄物最終処分場候補地に応募しましたが、次のとおり応募を取り下げます。

1 応募地の概要

(1) 所在地 _____ (ほか 筆)

(2) 面積 _____ 平方メートル

(3) 所有者 _____ (ほか 者)

2 応募取下げの理由